平成２８年（フ）第１７１３号
千葉県野田市親野井162番地61、住民票上の住所埼玉県上尾市大字今泉153番地７
債務者　池嶋　美紀
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７４９号
埼玉県新座市大和田１丁目21番16号、旧住所神奈川県藤沢市亀井野２丁目21番地の10　ロベリア湘南202
債務者　小林　道代
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７５０号
さいたま市桜区田島３丁目16番４号
債務者　安彦　敏彦
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３５号
さいたま市南区辻１丁目18番15号　コーポ福山101号室、旧住所さいたま市桜区中島１丁目３番21号　ヴィラ・フォンタナ210号室
債務者　竹内　悠理（旧姓稲井）
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２７号
埼玉県所沢市大字山口305番地の６　アトリオＳ102
債務者　和田　リカ
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４１号
札幌市北区北33条西11丁目３番20号　エンジェルタウンＢ－２号
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１００号
札幌市東区北丘珠３条１丁目21番６号
債務者　相馬　正則
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０９号
札幌市東区伏古10条３丁目11番５－102号
債務者　横山　良子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３７号
札幌市南区石山東６丁目６番６号
債務者　石川　晴子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４２号
札幌市西区宮の沢２条１丁目５番15号　コーポ好記201号
債務者　小野　美幸（旧姓織戸）
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４７号
北海道石狩市花川南２条３丁目79番地　ライフゾーン23－202号
債務者　佐々木美由琴
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５３号
北海道石狩市花川南２条３丁目132番地
債務者　東野　美花
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６３号
札幌市豊平区美園９条３丁目２番８号　ＭＮステージＩ－101号
債務者　大崎　新治
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７０号
札幌市清田区清田４条３丁目６番８号　清田サンハイムＨ－101号
債務者　山下　富子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７１号
札幌市清田区清田４条３丁目６番８号　清田サンハイムＨ－101号
債務者　山下　美子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８０号
北海道恵庭市島松仲町１丁目５番５－201号
債務者　坂本　　綾
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８５号
札幌市西区二十四軒３条４丁目６番14号　霜島ハイツ202号
債務者　渡部　雅博
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部